

大日倶楽部ハルジオン
【介護保険事業者番号3070110675】

営業時間:8:30~17:30

① 通常規模型通所介護(予防給付型通所サービス)費 定員35名 6級地 10.27 円

	要介護区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
			3時間以上 4時間未満	単位数	370	423	479	533	588
基本サービス費 (1日あたり)	所要時間	金額	3,799円	4,344円	4,919円	5,473円	6,038円		
		4時間以上 5時間未満	単位数	388	444	502	560	617	
		金額	3,984円	4,559円	5,155円	5,751円	6,336円		
		5時間以上 6時間未満	単位数	570	673	777	880	984	
		金額	5,853円	6,911円	7,979円	9,037円	10,105円		
		6時間以上 7時間未満	単位数	584	689	796	901	1,008	
		金額	5,997円	7,076円	8,174円	9,253円	10,352円		
		7時間以上 8時間未満	単位数	658	777	900	1,023	1,148	
		金額	6,757円	7,979円	9,243円	10,506円	11,789円		
		8時間以上 9時間未満	単位数	669	791	915	1,041	1,168	
		金額	6,870円	8,123円	9,397円	10,691円	11,995円		
		基本サービス費 (1月あたり)	区分		I	II			
			予防給付型通所サービス(従前相当)		1,798	3,621			
			金額		18,465円	37,187円			
介護保険給付	(要介護)入浴介助加算(I)					40	410 円/日		
	(要介護)入浴介助加算(II)					55	564 円/日		
	(要介護)個別機能訓練加算(I)イ					56	575 円/日		
	(要介護)若年性認知症入所者受入加算					60	616 円/日		
	(要介護)サービス提供体制強化加算(I)					22	225 円/日		
	(要介護)サービス提供体制強化加算(II)					18	184 円/日		
	予防給付型通所サービス(従前相当) I サービス提供体制強化加算(I)					88	903 円/月		
	予防給付型通所サービス(従前相当) I サービス提供体制強化加算(II)					72	739 円/月		
	予防給付型通所サービス(従前相当) II サービス提供体制強化加算(I)					176	1,807 円/月		
	予防給付型通所サービス(従前相当) II サービス提供体制強化加算(II)					144	1,478 円/月		
	予防給付型通所サービス(従前相当)生活機能向上グループ活動加算					100	1,027 円/月		
	予防給付型通所サービス(従前相当)若年性認知症入所者受入加算					240	2,464 円/月		
	(要介護/予防給付型通所サービス)科学的介護推進体制加算					40	410 円/月		
	(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等処遇改善加算(I)					月の総単位数の9.2%			
	(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等処遇改善加算(II)					月の総単位数の9.0%			
(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等処遇改善加算(III)					月の総単位数の8.0%				
(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等処遇改善加算(IV)					月の総単位数の6.4%				
その他	昼食代(1食)					520円			
	オムツ代					実費			

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。

※基本サービス所要時間、各種加算についてはご利用者の通所介護計画により異なります。

※所要時間2時間以上3時間未満のサービスについては各要介護区分の4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数での算定となります。

加算内容説明

入浴介助加算(Ⅰ)について

○ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定することができる加算です。

入浴介助加算(Ⅱ)について(上記の要件に加えて)

- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算(Ⅰ)について

- ご利用者様の心身の状態に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、ご利用者様の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。
 - 通所介護を行う時間帯を通じて、常勤・専従の機能訓練指導員(※)を1名以上配置
- (※)機能訓練指導員:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

若年性認知症入所者受入加算について

- 介護事業所において、若年性認知症のご利用者様を受け入れ個別に担当者を定めた上で、その担当者を中心にご利用者様の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる加算です。
- ※若年性認知症利用者とは、40歳以上65歳未満の脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)について

- 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)について

- 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上

生活機能向上グループ活動加算について

- 自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定することができる加算です。

介護職員等処遇改善加算について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の92/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の90/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の80/1000単位が加算されます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)について

- 1ヵ月につき所定単位(基本サービス+加算)の64/1000単位が加算されます。

科学的介護推進体制加算について

- 科学的介護推進体制加算(LIFE加算)は、科学的介護に取り組む施設を評価する加算です。LIFE(科学的介護情報システム)へのデータ提出とフィードバックの活用:施設は定期的に利用者情報をLIFEに提出し、フィードバックを受け取ります。PDCAサイクルの推進とケアの質の向上、LIFEを活用して、科学的根拠に基づいた介護サービスを提供すること、ケアの質を向上させる加算です。